

平成30年 第2回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成30年4月10日 開会

平成30年4月10日 閉会

美 深 町 議 会

平成30年第2回臨時会
美深町議会会議録
第1号 (平成30年4月10日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第24号 (財産の取得について)
- 第 5 議案第25号 (財産の処分について)

◎出席議員 (11名)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 小 口 英 治 君 | 2 番 長 岐 和 彦 君 |
| 3 番 和 田 健 君 | 4 番 中 野 勇 治 君 |
| 5 番 荒 川 賢 一 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7 番 岩 崎 泰 好 君 | 8 番 諸 岡 勇 君 |
| 9 番 齊 藤 和 信 君 | 10 番 南 和 博 君 |
| 11 番 倉 兼 政 彦 君 | |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 口 信 夫 君 | 副 町 長 今 泉 和 司 君 |
| 総 務 課 長 草 野 孝 治 君 | 住 民 生 活 課 長 渡 辺 美 由 紀 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 望 月 清 貴 君 | 農 務 課 長 川 端 秀 司 君 |
| 建 設 水 道 課 長 杉 本 力 君 | 会 計 管 理 者 政 岡 英 司 君 |
| 総 務 グ ル ー プ 主 幹 小 林 一 仙 君 | 企 画 グ ル ー プ 主 幹 中 江 勝 規 君 |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 後 藤 裕 幸 君 | 税 務 グ ル ー プ 主 幹 山 崎 義 典 君 |
| 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 小 野 勇 二 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 桜 木 健 一 君 |
| 建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 中 林 秀 文 君 | 水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 南 坂 陽 子 君 |

◎教育委員会

教 育 長 石 田 政 充 君 教 育 次 長 玉 置 一 広 君
教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君 幼児センター長 藤 原 裕 子 君

◎農業委員事務局

事 務 局 長 川 端 秀 司 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 羽 野 保 則 君

◎議会事務局

事 務 局 長 羽 野 保 則 君 事務局副主幹 服 部 満 君

開会 午前11時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） みなさんご苦労さまです。只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますので、只今から平成30年第2回美深町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において5番 荒川君、6番 藤原君の両君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。お諮りを致します。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせませす。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。閉会中、議会に提出された書類について申し上げます。町長から、専決第3号 損害賠償の額の決定、専決第4号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第10号）、これら2件は、いずれもお手元に写しを配布しておりますので、ご覧頂きます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第24号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第24号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。本件は、現在進めているチョウザメ事業の推進にあたり、町直営で事業を実施するため、株式会社美深振興公社が所有しているチョウザメを購入するものであります。4月1日に、株式会社美深振興公社との協議が整い、仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思っております。議案第24号 財産の取得について。次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

取得する財産でございますが、チョウザメでございます。数量が3,215匹、取得金額が3,500万円、取得先が美深町字紋穂内139番地、株式会社美深振興公社、代表取締役山崎晴一。この3,215匹の内訳が、2ページに資料をお付けしていますので若干ご説明いたしますが、成魚でございます。雌雄の判別がついておりますので、まず、雌については307匹、総重量が1,100キログラムでございます。尚、重量については、100キログラム未満の数字については切り捨てをして積算してございまして、雌の単価につきましては、キログラム当たり3万円としてございます。したがって、成魚の雌の購入金額が3,300万円となるものでございます。次に、雄でございますが、133匹でございます。総重量が400キログラムで単価が千円としてございまして、購入金額が40万円となるものでございます。また、稚魚、幼魚、これらは雌雄の判別がついてございせんので、単価につきましては雄と同額のキログラム当たり千円の単価で購入するものでございますが、数量が2,775匹、総重量で1,600キログラムでございます。したがって購入金額が160万円となるものでございまして、合計で3,215匹、購入金額3,500万円となるものでございます。以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この売買と言いますか、財産の取得に関しまして、3点ほどお聞きしたいと思っておりますが、まず、今日、示されました購入概要の中でそれぞれ、雄、雌の単価、あるいは稚魚、幼魚の単価計算をしておられますが、その積算の根拠となるものがど

ういう形にあるのか、という事がまず1点。それから、2点目はこれら、3,215匹を取得するということになりますが、そもそもその所有権がどこにあったのかという確認をしたいと思います。振興公社の持ち物であったということなのか、チョウザメを飼い始めてからの経緯がどういう形で進んできて、いまここに至っているのかという、その経緯、それから所有者の確認をしたいと思います。それから、もう1点は、4月1日に仮契約をされたということですが、その契約の内容が売買契約ということになっているのか、そうであると、ここに消費税の問題も絡んでくると思うのですが、その辺、どのように理解したら良いのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 最初の雄、雌の単価の根拠という部分なのですが、振興公社が市場で民間の方に卸す場合の価格、そういったものをこれまで協議しておりまして、その価格を考慮して、その際に係る処理費ですとか手数料とかそういったものを差し引いた原価、それを千円ということで、雄については千円と。雌についてはキャビアの、卵がありますのでそちらの市場価格、市場に卸す価格を考慮して、そちらの経費を差し引いた原価分、キロ当たり3万円そういうことで算定をしたところでございます。それから、3,215匹の所有権の問題ですけれども、基本的には3,215匹については振興公社の方に所有権があるということで、もともと町の所有のチョウザメがおりまして、それから様々な孵化作業ですとか研究用に購入したり、それについては振興公社の事業として今までやってきております。もともと、チョウザメ館を含めて、展示用で居た匹数については、そのまま町の所有として、それ以外の、これまで増やしてきた、こういったものについては振興公社の所有ということで、今回、全部買い取って、事業を行うというものでございます。それから、消費税の関係なのですけれども、消費税については、基本的に消費税込み、全部込みで計算をして、その協議の中で計算をして、今回取得するというところで進めてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まずその1つは所有権の問題なのですけれども、長い、30年の歴史の中で、チョウザメは世代交代をしたり、色々してきた経緯があるのでしょうかけれども、町民感情としては、振興公社が実際に稚魚を買ったり、育ててきたという実態が解らないところもあるので、それが現実に、この匹数については振興公社が購入をして、稚魚から購入して、あるいは前の世代の町が寄付とか寄贈を受けたチョウザメは、一切、今の世代の中には居ないのかどうかということも一つは疑問として出てくると思うのです。そ

の辺がどうなっているのかということ。それから市場価格から遡って、協議の上でキロ数あたりの単価を決めたということなのですからけれども、これについても実際問題、今、一度買い取って、町の財産として買い取ったものを今度は概ね振興公社に買い取ってもらうという形の理解で良いのか。その辺のところは、どうなっているのですかね。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 所有権の関係なのですからけれども、今現在、チョウザメ館を含めて全体でいきますと4,261匹、実はおまして、チョウザメ館については町の所有ということで、あそこは展示用、観光用ということで大きさ別に展示したりしておりますので、双方入れ替えながら、今まで、チョウザメ館に在る部分については概ね1,000匹を基本に、これは町所有の物ですと。大きくなれば当然売ってもらって、その分補充をしてもらって、チョウザメ館では1,000匹程度を保有するというので、これまで振興公社と協議をしながら進めてきておりました。それ以外の部分については振興公社の所有物ということになっております。これまで、振興公社の方で親魚から孵化をさせて稚魚として生産してきたという経過がございますので、そういったことで振興公社の所有ということがございます。それから、魚の関係でございますけれども一旦、全部、町で買い取って、町で事業を行うということで、その都度、出荷する分については、町から振興公社の方に卸して、振興公社でそれぞれ必要な下処理をして、民間の方に販売をすると、そういう流れを作っていきたいと考えておまして、今回は買い取る契約、改めて振興公社に売る場合にも契約を交わしながら、単価を決めて同額で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今のチョウザメ館に在る基本的に1,000匹は、町保有のものであると理解しました。それらの他の部分についての、たとえば光熱費等については振興公社が今まで負担していたという理解で良いのかどうか。それらについては町の負担がなかったのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の部分については、その通りでございます、チョウザメ館については指定管理で、町のお金が入っていましたけれども、そのほかの施設については、あくまでも振興公社の経費で行っているということです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 単価設定のところ、市場価格、振興公社が卸している市場価格相当で購入したという話でございましたが、今後、振興公社に対して、売る側になるわけ

ですけれども、これから協議ということですのでけれども、概ねどのくらいの単価でもって振興公社の方に売っていくという予定になっているのか、その辺お聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今ほど、岩崎議員の質問にもあったと思いますけれども、基本的には雄については、キロ千円、雌についてはキロ3万円、売るときも雄についてはキロ千円、雌については3万円という価格で振興公社に卸していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 仕入れた価格と同じで販売していくとなると、今後、事業として展開していくなかで、今度は新事業所で色々と経費がかかるわけですのでけれども、それに対して何も発生しないというのであれば、事業としては難しくなってくる気がするのですけれども、僕らは単純に言うと、仕入れた物よりはいくらか高く売っていくのかという感じはしたのですが、その辺はどのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 基本的には同額なのですけれども、当然、買い取った時、売るときと、その間の成育状況等もございます。一定程度、大きくして売る、という形で、単価は同じなのですけれども、1匹あたりの価格としては上がってくると。また、雌雄判別している部分としていない部分でもキロ当たり千円、雄と同じ価格で買い取りますので、それについては雌雄判別した段階で、雌であると判明すると、それについてはキロ3万円という価格で販売できますので、一定程度のここにかかる経費の回収は出来るのかと考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） チョウザメ館1,000匹は町の保有という説明があったのですが、そのほかの施設として恩根内のプールですとか、本平さんのところですか、久の家さんの養魚の施設ですとかあると思うのですけれども、そこの方も全部この中に入っているのか、それとも従来通りの方法でやるのか、この数字に関してはどうなのか解らないのでお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の部分については、振興公社で飼っている部分については全て町の方で買うということで、それぞれ、恩根内のプール、それから本平さんの、今、所有しているのがクリアさんですが、そのビニールハウス、久の家さんの

も併せて、全部、うちの方で買い取って、その部分の飼育についてはそれぞれ委託をするような形で進めたいという考えでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 必要があれば新たな委託でやるというような説明で良かったですか。必要があればまた、委託で、そちらで養育するような考えもあるということですか。わかりました。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） この契約の内容で1点だけ、この契約、生き物ですので、売買されたときに瑕疵担保的な契約内容についてはあるのか、その点1点だけお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 買い取る中に、瑕疵があるかという、担保があるかどうかというご質問ですけれども、その部分については、基本的に特に設定はしていないという状況です。基本的には今いる匹数を買って、それをこちらが飼育するという中で、基本的に大きな瑕疵の部分についてはないものと判断をしながら今回買い取るというものでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 買うことについてはわかったのですが、この種類または重さで言っている、何匹、何匹で言っているのですけれども、これらのあらかたの種類分け方をしておかないと解らないような気がするのですが、それと、もう1点は、北海道大学の先生から色々指導があるのだと思うのですが、これから、これらの稚魚を3,215匹は解ったのですが、これらだけでは新しい辺溪のあそこの中に入れる数などについて今後の目安、どうやって買っていくのか、これらについてこの稚魚等ではこれだけの数では足りないのではないかと思うのですが、これらの扱いはどうなっていくのかこれについての協議事項について教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今後の進めの部分だと思いますけれども、今回この3,215匹を買って、そこから年間これまで何回かご説明してきたかと思うのですが、年間、5,000匹の生産を今後行って行って、正確な言い方をすると、一年後の生存率を5,000匹に、というかたちで孵化作業を行って毎年、一年後の生存を5,000匹ずつ増やして行って、その中で肉の出荷、それからキャビアの出荷、こういったものを進めて、事業として進めていくということで考えてございます。それと、種別の部分なのです

が、基本的にはベステルが主なのですけれども、今、色んな研究の中でそれぞれ数種類の掛け合わせた品種を検討しながら進めておりまして、その中で良質のキャビアの生産に向けて試行錯誤していくということで、種類でいきますと純血種も含めて、全部で16種類の魚が居るという状況でございます。純血でいうと7種類、その他9種類が掛け合わせということで今、いるところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） そうすると、今回、買われる3,215匹というのは、まず、スタートだという確認で良いのですね。そうするとこの今、チョウザメ館にいる1,000匹、これらの対応というのは、補充をしながらやっていくという形は変わっていかないと。これの所有についても、振興公社ではなくて町が所有しているわけだから、今後もこういった振興公社との関係は繋がっていくということで理解して良いのか。それから、前回の途中で、漁師との関係、新しい、いわゆるアムール川等から上がってくるもの、捕獲されるのが年間100匹も居るわけではないのですが、少数だと思うのですが、これらの契約事項については再度お聞きしておきたい。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） まず、チョウザメ館の魚の関係ですけれども、これについてはこれまで通り、振興公社の方と協議を進めながら一定程度大きくなれば、事業用に振興公社に移動して、順に、小さい物から展示できるような、生育期ごとの展示を継続して出来るような形で今後も進めていきたいと考えてございます。それから、漁協との関係についてなのですが、これについては今まで通り各漁協の方と協議をしております、そこであがったチョウザメについては、振興公社の方へ連絡をいただくという形になってございます。当面、買い取りについては、町で買い取りをするということで当初予算の方にも計上させていただきましたが、そういった形で今後も継続して続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 美深から、今まで30年間の中で、よそへ、例えば千歳に、ミカドですか、種類は忘れましたが、そういったものが行っていると。それらの関係については、あげっぱなしで終わっているのかどうなのか、ということがあるのですが、今回は、新聞紙上で剥製が寄附されるような話も聞くのですが、そういったよその関係等について、例えば紋別に美深からの物が行って、海の中で飼われたらどういったような試験があったのか、そういった方の関わりはなかったのか。これだけです。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 研究用のチョウザメという部分になってくるかと思うのですが、これについては今後、飼育の研究、孵化の研究等々まだまだ進めなければならない部分がございますので、こういったものは継続をしていくと。それに必要な、例えば魚であるとか、そういう部分については振興公社と協議をしながら、価格をつけずに事業用、研究用として提供するとか、そういったことも考えながら今後も進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。別段なければ質疑を終了いたします。これから討論を行います、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ討論なしと認めます。これから議案第24号について採決を行います。議案第24号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第24号 財産の取得については原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第25号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5、議案第25号 財産の処分については、地方自治法第117条の規定により、南君が除斥になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号 財産の処分についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第25号 財産の処分について提案説明を申し上げます。本件は平成28年度に整備し、平成29年度に購入希望者の募集を行って参りました、新生定住推進住宅の販売に係るものであります。募集期限の3月30日までに1件の申し込みがあり、審査をした結果、購入者として決定し、4月4日に仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 財産の処分について。次の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

処分する財産でございますが、新生にあります新生定住推進住宅、土地でございます。この土地及び建物の所在等でございますが、まず土地につきましては、所在が美深町字敷島283番地21。宅地でございます、面積が625.01平方メートルでございます。建物につきましては、所在は同じでございます、構造が木造平屋建、床面積が59.09平方メートルでございます。処分金額が1,500万円、処分先が美深町字西1条北5丁目2番地、南 隆徳氏でございます。この財産の概要ですが、4ページに資料をお付けしてございます。位置図、新生の定住推進住宅の位置、そして所在、さらには建物の平面図をお付けしてございますので資料としてご覧いただきたいと思っております。以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。特別なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第25号について採決を行います。議案第25号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第25号 財産の処分については原案の通り可決されました。

南君を呼んで来てください。

以上で本臨時会の日程を全部終了いたしましたので、会議を閉じます。これで、平成30年第2回美深町議会臨時会を閉会と致します。どうもご苦勞様でした。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 荒 川 賢 一

署名議員 藤 原 芳 幸